

# 中小企業向けDX・AIリテラシー研修事業業務

## 仕様書

### 1 本業務の目的

三重県では、令和4年度に策定した「みえのデジタル社会の形成に向けた戦略推進計画」に基づき、DXによる各産業の活性化や新しいビジネスの創出を目的に、DXを推進する人材及びデジタル技術・データ活用に関する知識やスキルを有した人材育成を行うこととしている。

県内中小企業向けアンケートの結果によると、DXの取組状況について消極的な回答した企業が48%であり、企業のDXを推進するためには、経営者層や担当者層を対象に、デジタルリテラシーの向上を促進することが急務である。また、「DX動向2025」によれば、中小企業におけるAI活用はいまだに著しく低い状況となっている。

このような状況から、企業における経営者やDX推進人材育成のため、AIをはじめとするデジタル技術の活用に向けた基礎的な知識やビジネスの現場で実施できる実践的な活用事例等を学習するオンライン研修を実施する。

### 2 委託業務名称

中小企業向けDX・AIリテラシー研修事業業務委託

### 3 履行期間

契約締結日から令和9年3月23日（火）まで

### 4 履行場所

三重県津市広明町13番地 三重県雇用経済部産業イノベーション推進課内 他

### 5 業務概要

#### (1) 研修の概要

主に県内中小企業・小規模企業の経営者及び従業員等を対象に、オンラインによる研修を令和9年2月15日（月）までに20テーマ、合計20回、開催すること。

以下の（ア）～（キ）に示す7テーマ（7回）は必須とし、残り13テーマ（13回）は、受託者において提案すること。なお、（ア）と（ウ）については特に経営者層に向けた内容とすること。

（ア）DXの必要性

（イ）AI活用

（ウ）活用事例・成功事例紹介

- (エ) データ活用基礎
- (オ) キャッシュレス決済等導入と普及促進
- (カ) 情報セキュリティ
- (キ) デジタルツール活用

## (2) 実施内容

研修の実施については、受講者の募集をはじめ運営、開催に係る一連の業務を行うこととする。なお、実施にあたっては以下の(ア)～(カ)に基づき実施すること

- (ア) 受講者の定員は各回30名以上とする。
- (イ) 研修に使用するシステムについては、パソコンやタブレット、スマートフォン等の端末での動作確認を行い、受講者のサポートを行うこと。  
また、各回の研修実施前には、動作確認を行うとともに、研修の実施中についても緊急時に対応可能な体制を備え、円滑な研修運営に努めること。
- (ウ) 研修は1回あたり90分程度(質疑時間を含む)とし、短時間で効果的な研修とするための仕組みとすること。
- (エ) 研修はZoom等のWeb会議システムを活用し、リアルタイムで講師と研修参加者が交流できるものとし、参加型の質疑応答ツールや、アンケート機能の活用やデモを行うことによって、オンライン研修の効果が高まる工夫を盛り込むこと。なお、本研修は受講者が視聴のみで内容を理解できる構成とし、受講者による端末操作やワークショップ等の実技演習は原則実施しないこと。
- (オ) 研修は連続での実施も可能だが、単独で研修に参加した場合も内容が分かるものとする
- (カ) 研修内容や資料については事前に県と協議して決定することとする。

## (3) 県が行う他の事業との連携

別紙「中小企業向けDX・AI人材育成関連事業における役割分担」に掲載する以下の(ア)(イ)の関連事業において連携を行うこと。特に「機運醸成セミナー」「合同成果報告会」、「チラシ作成・配布」等については、契約締結後に県が協議する場を設けるので参加し、別紙に基づき調整して事業に取り組むこと。

### (ア) 「機運醸成セミナー」における事業概要説明の実施

受講者を広く募ることを目的に、受講者の募集期間中に県が開催する「機運醸成セミナー」にオンライン参加し、本事業の趣旨及びカリキュラムについて20分程度、研修への受講意欲を喚起する内容にて説明を実施すること。

### (イ) 「合同成果報告会」における事業成果報告の実施

令和9年3月初旬に県が開催する「合同成果報告会」に現地参加し、本事業の実績や成果の説明を20分程度実施すること。

## (4) 広報の実施

(ア) チラシデータ作成

受講者募集等のため、全研修を紹介するチラシ（A4カラー片面）と、メール配信による案内用の個別チラシ（A4カラー片面・全20回分）のデータを作成すること。

なお、チラシの印刷及び送付は別紙「中小企業向けDX・AI人材育成関連事業における役割分担」に記載のとおり別事業にて実施するため不要とする。

(イ) Webメディアの活用

年2回以上（受講者募集開始時、講座開始後）、SNS広告等を活用した広報を行い、効果的な集客に努めること。

(ウ) その他

研修への参加を促す効果的な方法について提案し、県と協議のうえ実施すること。

(5) 効果測定

研修ごと及び、全ての研修が終了した後に、受講者に対してアンケート調査を実施し、本事業を通じたデジタルリテラシーの向上度合いを測定すること。

(6) 実施体制

契約締結後、速やかに委託業務の実施責任者を選任し、業務担当者及び作業員とともに書面で報告すること。

業務の実施にあたっては、県との打ち合わせや調整を十分に行い、打ち合わせの内容については、議事録を作成し提出すること。

(7) 実施計画書の提出

本業務の履行にあたって、実施体制、スケジュール等を記載した実施計画書を提出し、本県の承諾を得たうえで、実施計画書に基づき、スケジュール管理を行うこと。

## 6 納品物件

以下の成果物を電子データ1部、印刷物1部を提出すること。

(1) 広報チラシ

(2) 研修実施報告書（研修実施記録、効果測定結果等を含む）

(3) その他、委託業務で作成した資料

## 7 支払い条件

令和9年3月23日（火）までに全ての業務を完了させ、履行確認終了後、受託者からの請求が行われた後に支払うこととする。

## 8 変更に関する協議

契約金額、委託業務内容及び履行期限に変更が生じた場合は、県と業務受託者の間で協議のうえ、その取扱いを決定する。

## 9 その他注意事項

- (1) 本委託業務の履行にあたっては、特定の企業や団体のみの利益追従とならないよう配慮するものとする。また、受託者は受講者等から一切の費用を受領することはできない。
- (2) 本委託業務の履行にあたって、取り上げる製品やサービスは特定の一社に偏ることがないように配慮するものとし、研修中に製品の宣伝、販売など、一切の営業行為を行ってはならない。
- (3) 本委託業務の実施内容は、仕様及び提案内容を踏まえ、最終的に県と協議のうえ決定するものとする。また、本委託業務の履行上当然必要な事項で仕様書等に定めのないものについては、県と協議のうえで実施すること。
- (4) 受託者は、何人に対しても受託期間中または受託期間終了後を問わず、業務上知り得た本県業務の一切を漏らしてはならない。
- (5) 本仕様書に記載されている全ての作業について、いかなるケースにおいても本県に対して、別途費用を請求することはできない。ただし、本県が要求仕様を変更することにより、追加費用が発生する場合は、別途協議を行うものとする。
- (6) 本委託業務においては、「三重県電子情報安全対策基準」に従うこと。なお、「三重県電子情報安全対策基準」については、契約後、受託者に提示する。
- (7) 業務により発生した成果物の所有権は、引き渡し完了したときに三重県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）及び成果物のうち三重県又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。
- (8) 本業務により発生した成果物の著作権は、引き渡し完了したときに三重県に移転するものとする。
- (9) 受託者は、県の承認を得ないで委託業務の全部または一部を第三者に委託してはならない。ただし、委託業務の一部を委託する場合について、県の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (10) 受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
  - ア 断固として不当介入を拒否すること。
  - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
  - ウ 発注所属に報告すること。
  - エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより業務に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合、発注所属と協議を行うこと。

- (11) 契約締結権者は、受注者が(10)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。
- (12) 個人情報の適切な管理のために、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。委託業務に従事する者または従事していた者等は、個人情報の取扱いには十分に留意すること。また、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第176条、第180条及び第184条により、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して罰則がある。
- (13) 事業実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と受託者が協議のうえ実施するものとする。
- (14) 本委託業務の履行にあたっては、ユニバーサルデザイン、環境、人権に配慮し、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を順守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ、適切に対応すること。
- (15) その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとする。

#### 10 担当所属

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部産業イノベーション推進課DX推進班 担当：西村、中野

電話：059-224-2318 電子メール：sougyo@pref.mie.lg.jp

# 中小企業向けDX・AI推進関連事業における役割分担

- ◆ 中小企業向けDX・AIリテラシー研修事業……経営者や担当者層に対し、様々なテーマによるオンライン研修を実施
- ◆ 中小企業向けDX・AIハンズオン・リスキング事業……ハンズオン型のAI研修や、企業の課題解決に向けたアプリ開発研修を実施
- ◆ 中小企業向けDX・AI伴走支援事業……DXやAI活用の伴走支援を行い、取組成果を共有する成果報告会を実施

▶ **チラシ作成・配布、セミナー・報告会**は「中小企業向けDX・AI伴走支援事業」受託事業者で実施。  
 ▶ 他の事業者はチラシ原稿データを提供し、報告会に参加して成果発表。

## 【スケジュール案】

